

土木工事標準積算基準

〔 I 〕

（総則・共通工・河川）

令和元年10月1日

令和2年5月1日一部改正

福島県土木部

総 目 次

土木工事標準積算基準〔I〕

第I編 総 則

第1章 総 則

- ① 適用範囲等…………… I-1-①-1
- ② 請負工事の工事費構成…………… I-1-②-1

第2章 工事費の積算

- ① 直接工事費…………… I-2-①-1
- ② 間接工事費…………… I-2-②-1
- ③ 現場発生品及び支給品運搬…………… I-2-③-1
- ④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について… I-2-④-1

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

- ① 一般管理費等…………… I-3-①-1
- ② 消費税等相当額…………… I-3-②-1

第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について

- ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-①-1
- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-②-1
- ③ 随意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて…………… I-4-③-1
- ④ 工事請負契約約款第26条（スライド条項）の減額となる場合の運用について… I-4-④-1
- ⑤ 工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑤-1
- ⑥ 工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について…………… I-4-⑥-1
- ⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑦-1

第5章 建設機械運転労務等

- ① 建設機械運転労務…………… I-5-①-1
- ② 原動機燃料消費量…………… I-5-②-1
- ③ 機械運転単価表…………… I-5-③-1
- ④ 一般事項…………… I-5-④-1

第6章 土木請負工事の特許使用料の積算

- ① 土木請負工事の特許使用料の積算について…………… I-6-①-1

第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

- ① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について…………… I-7-①-1

第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

- ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算…………… I-8-①-1

第9章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

- ① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について…………… I-9-①-1

第10章 施工箇所が点在する工事の積算

- ① 施工箇所が点在する工事の積算について…………… I-10-①-1

第11章 1日未満で完了する作業の積算

- ① 1日未満で完了する作業の積算…………… I-11-①-1

第12章 工事日数及び日当り作業量

第13章 そ の 他

- ① 設計変更の積算…………… I-13-①-1
- ② 産業廃棄物税の取扱い…………… I-13-②-1

第II編 共 通 工

第1章 土 工

- ① 土量変化率等…………… II-1-①-1
- ② 土 工…………… II-1-②-1
 - ②-1 土 工…………… II-1-②-1
 - ②-2 土工 (ICT) …… II-1-②-31
- ③ 作業土工…………… II-1-③-1
 - ③-1 床掘工…………… II-1-③-1
 - ③-2 埋戻工…………… II-1-③-8
- ④ 人力運搬工…………… II-1-④-1
- ⑤ 安定処理工…………… II-1-⑤-1
 - ⑤-1 安定処理工…………… II-1-⑤-1
 - ⑤-2 安定処理工 (自走式土質改良工)…………… II-1-⑤-4

工種区分	工種内容
港湾・漁港構造物工事・ 海岸工事	港湾構造物，海岸工事にあって，防舷材のみを取り付ける工事，電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって，次に掲げる工事 空港土木，地盤改良工，法面工，擁壁工，石・ブロック積（張）工，カルバート工，小型水路工，緑地工，消防水利施設工，棚工等の付帯施設工，プラストフェンス工，ケーブルダクト工，構造物撤去工，用地修繕工，構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設，改良工事，又は空港修繕工にあって，次に掲げる工事 空港舗装工，舗装工，飛行場標識工，タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工，舗装撤去工，路面排水工，防護柵工，道路標識工，道路附属施設工，空港舗装修繕工，舗装修繕工，標識修繕工，及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって，次に掲げる工事 草刈工，清掃工，標識維持工，植栽維持工，緊急補修工，除雪工及びこれらに類する工事

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は，別表第1（第1表～第10表）^{*1}の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を，当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

※ 別表第1（第1表～第10表）は，東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

- 2) 対象額の算定にあたっては，「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 表-2の適用条件に該当する場合，別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

また，表-3に該当する場合，別表第1（第6表～第10表）の共通仮設費率に補正值を加算するものとする。

表-2 地域補正の適用（土木）

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地（D I D補正） （1）- 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り （1）- 1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において，車線変更を促す規制を 行う場合。ただし，常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り （2）- 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道に おいて，車線変更を促す規制を伴う場 合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地（D I D補正） （1）- 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交 通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を 行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道に おいて、車線変更を促す規制を伴う場 合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4
市街地（D I D補正） (1) - 2	鋼橋架設工事、電 線共同溝工事、道 路維持工事、舗装 工事、橋梁保全工 事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全
体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

表-3 地域補正の適用（港湾・漁港・空港）

施工地域・工事場所区分		補正值(%)
重要港湾・市街地に係る漁港		2.25
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	
	a. 地方港湾その他の漁港	2.25
	b. 空港	2.25
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済
（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/
km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

重 要 港 湾：小名浜港，相馬港

地 方 港 湾：江名港，中之作港，久之浜港，翁島港，湖南港

2. 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い

工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を
適用する。

ロ) 海上輸送に要する補正

海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第1表～第10表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。

陸上作業とは混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。

工種区分		補正値 (%)
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20
	構造物工事	0.90
海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）		0.90

ハ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値）

または、

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）×施工地域を考慮した補正値）

ただし、共通仮設費率（K_r）は別表第1の第1表～第10表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、K_rの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

なお、東日本大震災に伴う復興係数については、「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする
河川工事	18.80	357.9169	-0.1888	7.16
河川・道路構造物工事	31.16	1,842.8291	-0.2614	8.18
海岸工事	19.62	611.8500	-0.2204	6.36
道路改良工事	19.17	85.5000	-0.0958	11.75
鋼橋架設工事	57.54	16,002.6000	-0.3606	9.09
PC橋工事	40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58
舗装工事	25.64	652.6500	-0.2074	8.88
砂防・地すべり等工事	22.79	936.7500	-0.2381	6.74
公園工事	16.20	72.0044	-0.0956	9.93
電線共同溝工事	14.94	60.0400	-0.0891	9.47
情報ボックス工事	28.40	742.3500	-0.2091	9.75

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第2表

対象額		600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	() の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	
工種区分			A	b	
橋梁保全工事		40.98	10,575.3000	-0.3558	10.19

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第3表

対象額		200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	() の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	
工種区分			A	b	
道路維持工事		35.91	6,176.0569	-0.3548	8.96
河川維持工事		13.58	40.2168	-0.0748	10.14

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第4表

対象額		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	() の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	
工種区分			A	b	
共同溝等工事	(1)	13.29	102.4918	-0.1267	6.80
	(2)	20.69	138.7500	-0.1181	11.06
トンネル工事		43.07	6,246.0650	-0.3088	8.39
下水道工事	(1)	19.28	633.4991	-0.2167	6.12
	(2)	19.98	728.4001	-0.2231	6.12
	(3)	11.46	20.2527	-0.0353	9.51

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5表

対象額		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	(4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	
工種区分			A	b	
コンクリートダム		18.44	157.8609	-0.1100	13.53
フィルダム		11.36	65.5522	-0.0898	8.82

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	(4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	
工種区分			A	b	
港湾・漁港工事	浚渫工事	16.71	536.8231	-0.2223	4.59
	構造物工事	11.96	199.0496	-0.1802	4.20

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6-1表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)		19.62	611.8500	-0.2204	6.36

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第7表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
港湾・漁港構造物工事・海岸工事		9.18	2,130.6000	-0.3490	2.12

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第8表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港用地造成工事		21.68	996.6000	-0.2482	3.90

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第9表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港舗装工事		21.24	913.0500	-0.2438	4.94

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第10表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港維持工事		9.98	191.4000	-0.1915	4.92

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

4 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし、 K_r ：共通仮設費率（％）

P ：対象額（円）

A, b ：変数値

注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算式による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 表3.4の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

また、表3.5に該当する場合、別表第2(第6表～第10表)の現場管理費率に補正値を加算するものとする。

表3.4 地域補正の適用(土木)

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地(D I D補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制 を行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道に おいて、車線変更を促す規制を伴う場 合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(D I D補正) (1) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を 行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道に おいて、車線変更を促す規制を伴う場 合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

表3.5 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
重要港湾・市街地に係る漁港		1.20
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20
	b. 空港	1.20
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／
km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

重 要 港 湾：小名浜港，相馬港

地 方 港 湾：江名港，中之作港，久之浜港，翁島港，湖南港

2. 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において，一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において，地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において，50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い

工事場所において，施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には，補正值の大きい方を適用する。

3) その他

イ) 災害の発生等により，本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては，上記1)及び2)のほか，必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

なお，東日本大震災に伴う復興係数については，「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。

ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については，工事区間の延長，工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは，当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品，貸付機械がある場合は，次により積算する。

1) 別途製作工事で製作し，架設(据付)のみを分離して発注する場合は，当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

2) 支給品の価格決定については，官側において購入した資材を支給する場合，現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも，設計時の類似価格とする。

3) コンクリートダム工事，フィルダム工事については，無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は，積算の対象となる純工事費には含めない。

第1表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		52.12	1532.04	-0.2145	17.98
河川・道路構造物工事		51.05	549.84	-0.1508	24.16
海岸工事		33.35	136.68	-0.0895	21.38
道路改良工事		40.43	104.40	-0.0602	29.99
鋼橋架設工事		57.89	363.72	-0.1166	32.46
P C橋工事		36.94	145.08	-0.0867	24.01
舗装工事		48.46	802.44	-0.1781	20.03
砂防・地すべり等工事		54.90	1644.72	-0.2157	18.83
公園工事		51.16	464.76	-0.1400	25.54
電線共同溝工事		72.43	2890.56	-0.2339	22.69
情報ボックス工事		64.85	2030.40	-0.2185	21.94

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		77.96	1948.44	-0.2042	36.19

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		72.00	757.44	-0.1622	38.17
河川維持工事		50.54	206.76	-0.0971	34.57

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝工事	(1)	60.01	476.88	-0.1286	30.36
	(2)	46.00	143.52	-0.0706	31.64
トンネル工事		53.96	264.00	-0.0985	32.03
下水道工事	(1)	41.47	67.92	-0.0306	35.27
	(2)	45.35	275.76	-0.1119	25.06
	(3)	38.93	63.24	-0.0301	33.19

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
	コンクリートダム	27.50	399.60	-0.1370	18.71
	フィルダム	40.27	221.76	-0.0874	31.49

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
港湾・漁港工事	浚渫工事	28.32	118.68	-0.0909	16.94
	構造物工事	29.10	55.80	-0.0413	23.04

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6-1表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
	海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	33.26	136.32	-0.0895	21.34

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第7表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	26.98	116.28	-0.0927	18.54

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第8表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港用地造成工事		41.68	163.20	-0.0885	22.61

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第9表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港舗装工事		35.26	231.84	-0.1221	16.97

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第10表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港維持工事		72.70	626.16	-0.1396	43.44

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

(9) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率（％）

N_p ：純工事費（円）

A, b：変数値

注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算式による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第4章 間接工事費等の調整及び スライド条項が適用となる 場合の運用について

- ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-①-1
 - 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について…………… I-4-①-1
 - 2 共通仮設費の調整計算の方法…………… I-4-①-1
 - 3 現場管理費の調整計算の方法…………… I-4-①-3
 - 4 一般管理費等の調整計算の方法…………… I-4-①-4
- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-②-1
 - 1 現場管理費の調整計算の一般式…………… I-4-②-1
 - 2 一般管理費等の調整計算の一般式…………… I-4-②-1
 - 3 設計変更について…………… I-4-②-1
 - 4 共通仮設費…………… I-4-②-1
- ③ 随意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて…………… I-4-③-1
 - 1 計算方法…………… I-4-③-1
 - 2 計算のイメージ…………… I-4-③-1
- ④ 工事請負契約約款第26条（スライド条項）の減額となる場合の運用について…………… I-4-④-1
 - 1 適用対象工事…………… I-4-④-1
 - 2 スライド額の算定…………… I-4-④-1
 - 3 残工事量の算定…………… I-4-④-1
 - 4 物価指数等…………… I-4-④-2
 - 5 変更契約の時期…………… I-4-④-2
 - 6 スライド額の説明…………… I-4-④-2
- ⑤ 工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑤-1
 - 1 主要な工事材料…………… I-4-⑤-1
 - 2 スライド額の算定…………… I-4-⑤-1
 - 3 価格変動後における単価の算定方法…………… I-4-⑤-2
 - 4 対象数量の算出方法…………… I-4-⑤-2
 - 5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認…………… I-4-⑤-2
 - 6 部分払時の取扱…………… I-4-⑤-3
 - 7 部分引渡し…………… I-4-⑤-3
 - 8 請負代金額の変更手続…………… I-4-⑤-3

間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の……

- 9 全体スライドを行う場合の特則
..... I-4-⑤-3
- ⑥ 工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条
項）の運用の拡充について..... I-4-⑥-1
- 1 対象材料の拡充 I-4-⑥-1
- ⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における
工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条
項）の運用について I-4-⑦-

④ 工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の減額となる場合の運用について

1 適用対象工事

- (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。
なお、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額とは、スライド確認時期における適切な工事価格を算出するため、スライド確認時期における諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率）を用いるものとする。
また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が 1,000 分の 30 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）
- (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。
- (3) 適用対象工事の確認時期は、12 月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の 4 月及び 10 月等、労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。
- (4) 残工事の工期がスライド基準日から 2 月以上あること。

2 スライド額の算定

- (1) 請負者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。
$$S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)]$$
（ただし、 $P_1 > P_2$ ）
S：スライド額
 P_1 ：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額
 P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、Z：積算額）
なお、 P_2 の算定にあたっては、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率を用いるものとする。
- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が 1,000 分の 15 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果 1,000 分の 15 以上のスライド額となる場合は、1,000 分の 15 を超える額をスライド額とする。

3 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
 - 1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - 2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
 - 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

⑤ 工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

1 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類・コンクリート類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3 の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4 の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) (1) に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の福島県工事請負契約約款第 38 条第 3 項に規定する通知の書面において、6 の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2 スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1 の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) - P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S : スライド額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3 の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4 の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1 に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が (1) の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1) の規定にかかわらず、(1) の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1) の $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1) の算式によりスライド額を算定する。
- (3) (2) の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- 5 の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4 に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
- 5 の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4 に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

6 部分払時の取扱

福島県工事請負契約約款第 38 条第 3 項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7 部分引渡し

福島県工事請負契約約款第 39 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が原則 2 月以上ある場合に、これを行うこととする。また、防護柵設置工事等の工期が 2 ヶ月未満の工事に関する単品スライド請求については、工期が限られていることから、速やかに請求を行うこと。工期が 2 ヶ月未満であっても単品スライド対象外となるものではない。
- (2) (1) に規定する請求があったときは、福島県工事請負契約約款第 26 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを (1) の請求があった日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを行う場合の特則

福島県工事請負契約約款第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1 (1) 中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（福島県工事請負契約約款第 26 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2 (1) 中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（福島県工事請負契約約款第 26 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から福島県工事請負契約約款第 26 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

⑥ 工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用の拡充について

1 対象材料の拡充

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

1 ⑤1（主要な工事材料）中、（1）を次のとおり読み替える。

（1）単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

p ：設計時点における各材料の単価

p' ：3 の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D ：4 の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k ：落札率

2 ⑤2（スライド額の算定）中、（1）、（2）及び（3）3）を次のとおり読み替える。

（1）請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1 の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S ：スライド額

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

p ：設計時点における各対象材料の単価

p' ：3 の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D ：4 の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k ：落札率

P ：1 に規定する請負代金額

（2）受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して 5（1）により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が（1）の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあつては、（1）の規定にかかわらず、（1）の $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。

（3）3）燃料油に該当する各対象材料について、5（3）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を 4 の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3（1）2）の平均価格を乗じて得た金額。

3 ⑤3（価格変動後における単価の算定方法）中、（1）を次のとおり読み替えるものとし、（2）については適用しない。

（1）スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

1）鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く。）

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあつては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

2）燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあつては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

第9章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

① 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について

福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条第3項に基づく一時中止、第22条第2項に基づく工期延長（以下「工期延長等」という。）及び第23条第2項に基づく工期短縮に伴う増加費用の積算は、次のとおりとする。

1. 増加費用等の考え方

1-1 増加費用の適用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

1-2 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

(4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

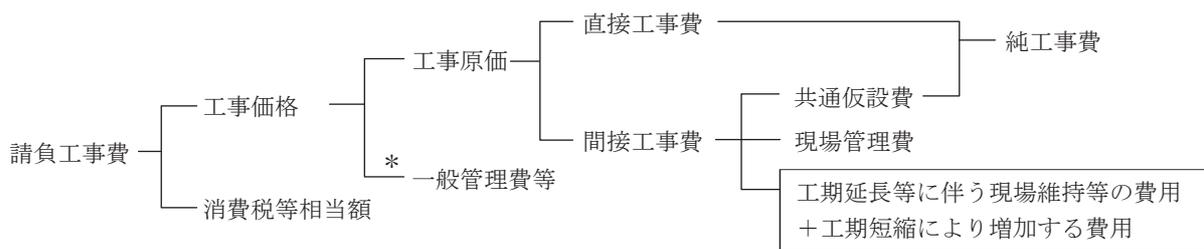
(5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

2. 増加費用等の算定

2-1 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



*工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

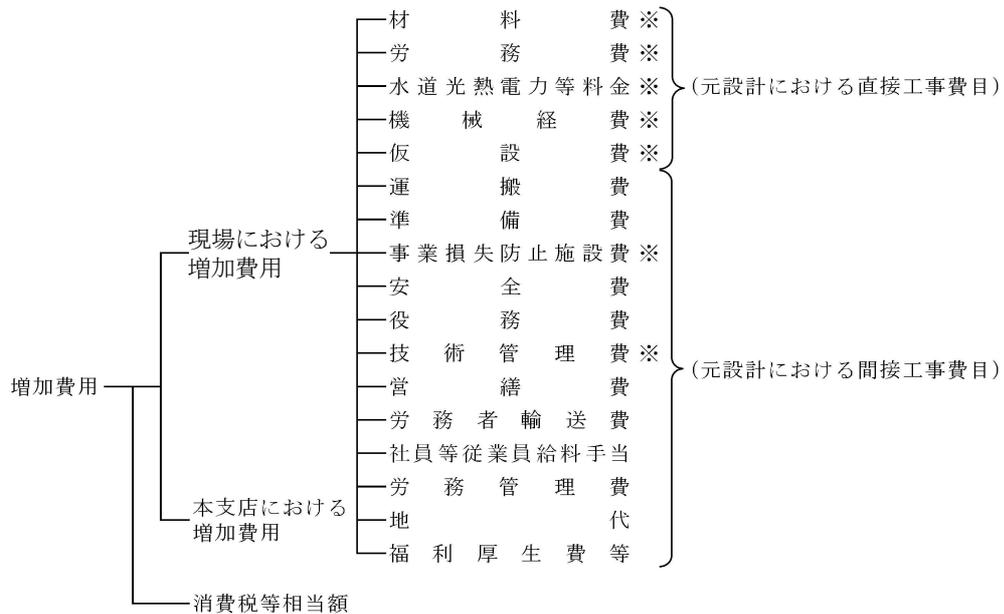
(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。

2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※積上げ項目

2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要の労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回る事等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のために必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

へ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ヾ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。
- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に掛かる消費税に相当する費用

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2（1）のうち積上げ項目以外の項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

（前記2-2（1）のうち積上げ項目）

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2（1）のうち積上げ項目以外の項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 1,000円未満切り捨て）

N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b：各工種毎に決まる係数（別表-1）

コード番号	S9801
-------	-------

別表-1

工種区分	係数A				係数B				係数 a	係数 b
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	13.3999	0.1615
河川・道路構造 物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	8.9850	0.2036
P C橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	0.1118	0.4194
砂防・地すべり 等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	2.7078	0.2589
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	13.5714	0.1739
コンクリートダム 工事	84.6	99.0	96.0	96.0	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	0.2288	0.3812
フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	0.0035	0.6165
情報ボックス工 事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第I編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。

工種区分	係数A			係数B	係数 a	係数 b	
	重要港湾 市街地に係る 漁港	地方港湾 その他の漁港 (一般交通等の 影響あり)	地方港湾 その他の漁港 (一般交通等の 影響なし)				
港湾・ 漁港工事	浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713
	構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事 (港湾・漁港に係る海岸)		115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498

工種区分	係数A		係数B	係数 a	係数 b	
	市街地 (D I D地区 ・準ずる地区)	地方部				
		交通影響なし				交通影響あり
空港用地造成工事	99.0	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539
空港舗装工事	210.4	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663

6. 障害の有無

- ①無し：構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されず、連続掘削作業が出来る場合
- ②有り：掘削作業において障害物等により施工条件に制限があり（例えば作業障害が多い場合）連続掘削作業が出来ない場合。掘削深さ 5m以内で掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削（溝掘り，基礎掘削）を行う場合

7. ICT建機使用割合は，上記（注）2. 又は3. の1工事当りの全体掘削土量に対する1工事当りのICT建機による掘削土量の割合である。

(2) 代表機材規格

下表機材は，当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表3.2 掘削(ICT)※[ICT建機使用割合 100%] 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）〔標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）〕 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）吊能力2.9t	・賃料 ・「オープンカット」で，施工数量50,000m ³ 未満の場合 ・「片切掘削」の場合
		バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（第1次基準値）〕 山積1.4m ³ （平積1.0m ³ ）	「オープンカット」で施工数量50,000m ³ 以上の場合
	K 2	ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））	・賃料 ・「オープンカット」で，施工数量50,000m ³ 未満の場合 ・「片切掘削」の場合
		ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ）	・賃料 ・「オープンカット」で施工数量50,000m ³ 以上の場合
	K 3	—	
労務	R 1	運転手（特殊）	
	R 2	普通作業員	片切掘削の場合
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 1.2号 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

- (注) 1. ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））は，地上の基準局・管理局の賃貸費用である。
2. ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ）は，建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.3 路体(築堤)盛土(ICT) 積算条件区分一覧

(積算単位：m³)

施工数量	障害の有無
10,000m ³ 未満	無し
	有り
10,000m ³ 以上	無し
	有り

- (注) 1. 上表は、路体又は築堤の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場（仮置場）で採取し運搬してくる土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 施工数量は、ICT施工による1工事当りの全体盛土量（施工幅員4.0m以上の合計盛土量）とする。
3. 土量は締固め後の土量とする。
4. 障害の有無
- ①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合（例えば、新設のバイパス工事、築堤工事等）
- ②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合（例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、拡築（腹付、嵩上）工事等）
5. ブルドーザ（湿地・ICT施工対応型）での敷均しに適さない作業条件の場合や、振動ローラ（土工用）の締固めに適さない土質の場合は別途考慮する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.4 路体(築堤)盛土(ICT) 代表機労材規格一覧

施工数量	項目	代表機労材規格	備考	
10,000m ³ 未満	機械	K1	ブルドーザ [湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 7t級	賃料
		K2	ICT建設機械経費賃料加算額 (ブルドーザ (ICT施工対応型))	賃料
		K3	振動ローラ (土工用) [フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 11~12t	賃料
	労務	R1	運転手 (特殊)	
		R2	-	
		R3	-	
		R4	-	
	材料	Z1	軽油 1.2号 パトロール給油	
		Z2	-	
		Z3	-	
		Z4	-	
	市場単価	S	-	
	10,000m ³ 以上	機械	K1	ブルドーザ [湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 16t級
K2			ICT建設機械経費賃料加算額 (ブルドーザ (ICT施工対応型))	賃料
K3			振動ローラ (土工用) [フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 11~12t	賃料
労務		R1	運転手 (特殊)	
		R2	-	
		R3	-	
		R4	-	
材料		Z1	軽油 1.2号 パトロール給油	
		Z2	-	
		Z3	-	
		Z4	-	
市場単価		S	-	

(注) ICT建設機械経費賃料加算額 (ブルドーザ (ICT施工対応型)) は、地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.5 路床盛土(ICT) 積算条件区分一覧

(積算単位：m³)

施工数量	障害の有無
10,000m ³ 未満	無し
	有り
10,000m ³ 以上	無し
	有り

- (注) 1. 上表は、路床の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場（仮置場）で採取し運搬してくる土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 施工数量は、ICT施工による1工事当りの全体盛土量（施工幅員4.0m以上の合計盛土量）とする。
3. 土量は締固め後の土量とする。
4. 障害の有無
- ①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合（例えば、新設のバイパス工事、あるいは新設の築堤工事等）
- ②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合（例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、あるいは拡築（腹付、嵩上）工事等）
5. ブルドーザ（湿地・ICT施工対応型）での敷均しに適さない作業条件の場合や、振動ローラ（土工用）の締固めに適さない土質の場合は別途考慮する。

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表3.6 路床盛土(ICT) 代表機材規格一覧

施工数量	項目	代表機材規格	備考	
10,000m3 未満	機械	K1	ブルドーザ [湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 7t級	賃料
		K2	ICT建設機械経費賃料加算額 (ブルドーザ (ICT施工対応型))	賃料
		K3	振動ローラ (土工用) [フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 11~12t	賃料
	労務	R1	運転手 (特殊)	
		R2	-	
		R3	-	
		R4	-	
	材料	Z1	軽油 1.2号 パトロール給油	
		Z2	-	
		Z3	-	
		Z4	-	
	市場単価	S	-	
	10,000m3 以上	機械	K1	ブルドーザ [湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 16t級
K2			ICT建設機械経費賃料加算額 (ブルドーザ (ICT施工対応型))	賃料
K3			振動ローラ (土工用) [フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 11~12t	賃料
労務		R1	運転手 (特殊)	
		R2	-	
		R3	-	
		R4	-	
材料		Z1	軽油 1.2号 パトロール給油	
		Z2	-	
		Z3	-	
		Z4	-	
市場単価		S	-	

(注) ICT建設機械経費賃料加算額 (ブルドーザ (ICT施工対応型)) は、地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

4. ICT建設機械経費加算額

4-1 ICT建設機械経費賃料加算額

地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。

- (1) ICT建設機械経費賃料加算額 (バックホウ (ICT施工対応型))

13,000円/日

- (2) ICT建設機械経費賃料加算額 (ブルドーザ (ICT施工対応型))

13,000円/日

4-2 ICT建設機械経費損料加算額

建設機械に取付ける地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。

- (1) ICT建設機械経費損料加算額 (バックホウ)

41,000円/日

5. その他ICT建設機械経費等

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

5-1 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 掘削 (ICT) ※ [ICT建機使用割合 100%]

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 (\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^3\text{/日)}} \times \frac{100}{100}$$

(注) 施工数量はICT建機により施工する掘削土量とする。作業日当り標準作業量は「第I編第12章 工事日数及び日当り作業量③作業日当り標準作業量」の標準作業量による。

(2) 路体 (築堤) 盛土 (ICT), 路床盛土 (ICT)

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.07 (\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^3\text{/日)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第I編第12章 工事日数及び日当り作業量③作業日当り標準作業量」のICT標準作業量による。

5-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) 掘削 (ICT) ※ [ICT建機使用割合 100%] 対象機械：バックホウ
598,000 円/式

(2) 路体 (築堤) 盛土 (ICT), 路床盛土 (ICT) 対象機械：ブルドーザ
548,000 円/式

5-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。

5-4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、土工 (ICT) において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の(1)～(5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じて行う出来形計測とする。なお、その他の出来形管理の経費は、共通仮設費及び現場管理費率に含まれる。

- (1) 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理
- (2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (5) 上記(1)～(4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

4. 施工パッケージ

4-1 法面整形 (ICT)

コード番号	SPA 301ICT
-------	------------

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表4.1 法面整形(ICT) 積算条件区分一覧

(積算単位：m²)

整形箇所	法面締固めの有無	土質
盛土部	有り	レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土
	無し	レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土
切土部	—	レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土
		軟岩 I

- (注) 1. 上表は、切土法面の表層部を削取りながらの法面整形又は盛土法面の表層部を削取りながらの法面整形及び築立てながらの法面（土羽）整形，土羽土の現場内小運搬（20m 程度）の他，その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
 2. 残土の積込み，工区外の運搬，並びに法面保護工は含まない。
 3. 土羽土の搬入等は含まない。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4.2 法面整形(ICT) 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	バックホウ（クローラ型） [標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）] 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）吊能力2.9t	賃料
	K2	ICT建設機械経費賃料加算額 （バックホウ（ICT施工対応型））	賃料
	K3	—	
労務	R1	運転手（特殊）	
	R2	土木一般世話役	
	R3	普通作業員	
	R4	—	
材料	Z1	軽油 1.2号 パトロール給油	
	Z2	—	
	Z3	—	
	Z4	—	
市場単価	S	—	

- (注) ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））は、地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

5. ICT建設機械経費加算額

5-1 ICT建設機械経費賃料加算額

地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。

- (1) ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））
13,000円/日

6. その他ICT建設機械経費等

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

6-1 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

- (1) 法面整形（ICT）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^2\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^2\text{/日)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第I編第12章 工事日数及び日当り作業量 ③作業日当り標準作業量」による。

6-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

- (1) 法面整形（ICT） 対象機械：バックホウ
598,000円/式

6-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。

6-4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、法面整形工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の（1）～（5）又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じて行う出来形計測とする。なお、その他の出来形管理の経費は、共通仮設費及び現場管理費率に含まれる。

- (1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- (2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (5) 上記（1）～（4）に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理